

令和6年度 料金徴収業務委託 入札参加者の皆様へ

料金徴収業務は、有料道路の窓口業務というべきものであり、正確な料金收受と心のこもったお客様への対応が必要となります。

また、天災や道路・駐車場内での事故等のトラブルがあり得ますので、受託業者の皆様には、料金徴収の現場への指導だけでなく、トラブルへの対応を行なっていただくとともに、必要に応じ道路公社の本社や出先事務所と迅速に連携できる体制を構築していただく必要があります。

1 入札に関する定めについて

本業務委託への入札参加を希望される方は、以下の内容を必ず把握したうえで申込願います。

入札の概要	「入札公告（入札前審査型）」
参加申込手続 （書類作成）	「料金徴収業務委託入札参加申込要領」
入札方法	「料金徴収業務委託契約入札心得」

なお、設計図書、契約約款及び特記仕様書等の入札に係る書類の配布は、道路公社ホームページでの配付（PDFデータの掲示）となっており、公社事務所での直接配付は行いませんので、御注意ください。

2 委託業務の概要（契約約款・特記仕様書を御確認ください。）

道路における主な委託業務内容は、お客様から通行料金を現金で收受あるいは回数券等を回収して道路をご通行いただくこと、お客様への回数券等の販売を行うこと、その内容を帳票に記録し道路公社へ提出することとなります。

その他に、お客様の安全確保に必要な措置、関係施設の清掃、休日等における事故の初動対応等、料金徴収に関連する業務を委託します。

業務内容は、道路により多少の差異がありますが、伊豆スカイラインは業務形態が特殊です。

伊豆スカイラインは多区間道路であり、料金收受機械等を導入しておりませんので、收受金・通行券類の管理、帳票作成等は単区間道路に比べかなり煩雑となります。

また、入口收受、出口精算という特殊な形態をとっており、お客様との対応についても他の道路より時間が長く、比較的重要な要素となります。

3 入札方法に係る留意点について

(1) 入札方法

令和6年度は伊豆スカイラインの入札だけを実施し、競争入札による価格競争を実施します。

(2) 入札参加資格の留意点

平成29年度から、業務品質の向上を目指すため、過去における有料道路等の徴収業務の実績を主たる資格の一つとさせていただいております。それに合わせ、会社の存する地域は静岡県内に限らず、少し広く設定しています。ぜひ、有料道路の徴収業務について経験豊富な方々の御参加をいただきたく存じます。（詳細は必ず入札公告を確認してください。）

(3) 最低制限価格について

入札には最低制限価格を設けています。最低制限価格の算出基準については、最低制限価格制度実施要領を公開していますので、御確認ください。

(4) 委託業務期間について

令和6年度は伊豆スカイラインの委託だけを発注し、2年間（令和7年度～令和8年度）の委託業務期間となります。

(5) 今回の伊豆スカイラインの業務委託発注に関する重要な留意点について

伊豆スカイラインにおいては、令和7年10月から料金所再編事業の実施に伴い、料金徴収体系が大きく変動いたします。料金を徴収する料金所の箇所や、料金の額、料金徴収の取扱いをこれまでとは大きく変更してまいります。収受機械や、キャッシュレス決済の導入も予定しております。

今回の業務を受託する方におかれては、新しい体制の構築に積極的に関わっていただくとともに、料金所再編事業の実施に前向きに御協力いただきたくお願いいたします。

現時点において、まだ明確に変更の詳細をお示しできない部分もかなりあり、新体制の構築にあたっては、実際の業務を実施しながら体制を固めていかなければならないことも多いことから、この事業の成功には、受託者様の御協力が不可欠です。当然ながら、状況に応じて契約内容に変更を加えながら進んでいくことを想定しております。

この点につき、よく御理解いただいた上で、料金徴収業務に経験豊富な皆様が入札への御参加をいただければ幸いです。